

(仮称)千葉市水環境保全計画(骨子案)

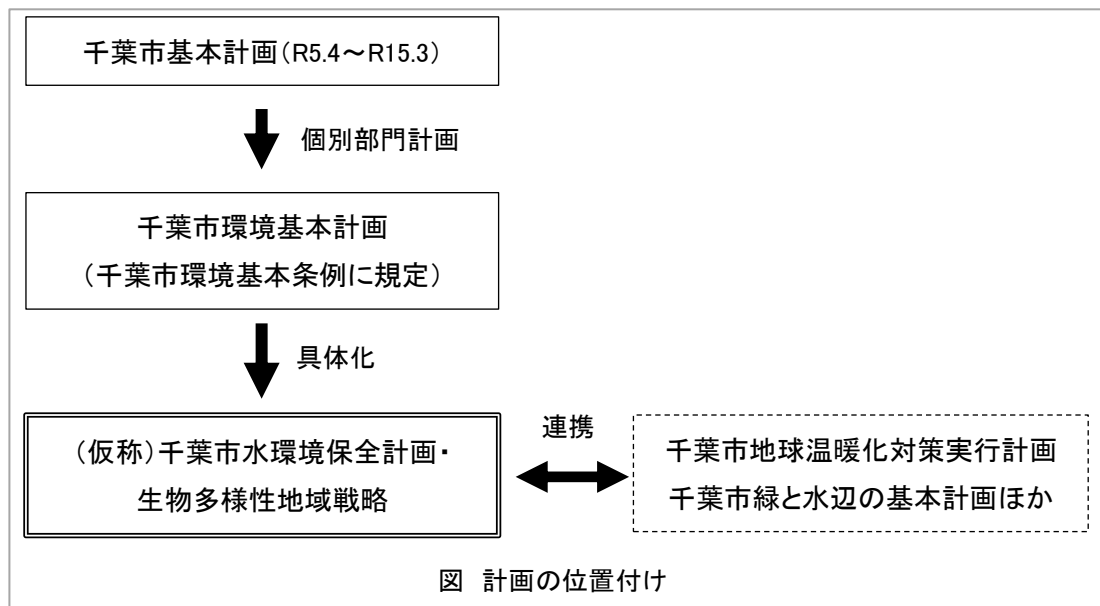
第1章 はじめに

1. 計画策定の趣旨(背景や目的)

- ・千葉市が取り組んできた水環境保全計画の達成状況や今後の課題
- ・水環境保全の必要性、生物多様性とのつながりや重要性
- ・生物多様性に関する世界や国内・県内の動向
- ・新たな計画の目的（水環境や水循環を軸に生物多様性へ取り組む。）

2. 位置付け

- ・市の総合的なまちづくりの方向性などを示す「千葉市基本計画」の個別部門計画である「環境基本計画」のもとで、水環境や生物多様性について具体化した計画。
- ・本計画は関係性の深い、以下の計画を包含する形で策定する。
 - ①「生物多様性地域戦略」（生物多様性基本法第13条）【新規】
 - ②「生活排水対策推進計画」（水質汚濁防止法第14条の8）
生活排水対策重点地域の指定を受けて策定され、現計画に統合（2011年）
 - ③「流域水循環計画」（水循環基本法に基づく水循環基本計画）
現計画が流域水循環計画に認定（2018年）



3. 対象区域

千葉市全域を対象区域とする。また、流域の関係自治体と連携を図ります。

4. 計画期間

令和5年度（2023年度）を初年度とし、目標年度を令和14年度（2032年度）までとした10か年計画とする。

第2章 千葉市の現状や課題

1. 位置・地勢・気象条件など
2. 水環境や生物多様性に関する千葉市の現状

- (1) 自然環境の概要

河川や海域、湧水地、谷津田、緑地、動植物等の分布や地下水位の状況など

- (2) 市街化の変遷

市内の土地利用・緑被率の変化など

- (3) 水辺や生きものとのふれあいの場の整備状況

- (4) 市民との協働活動状況（水辺サポーターや谷津田の活動協定など）

3. 現計画の進捗状況と課題

「生命（いのち）はぐくむ水の環（わ）を未来へ」を基本理念として、4つの基本方針の目標達成に向けて取り組んできた。

- (1) いろいろな水辺の生き物の保全

⇒支川都川や村田川の魚類、都川上流や浜野川の底生生物など、部分的に目標を達成したものもあるが、総合的にみると目標は達成できていないものが多く、引き続き、生息環境の改善などに取り組む必要がある。

- (2) 親しみのもてる水辺の創出

⇒河川ごとに水深や護岸構造など、海域には水際（なぎさ）などの物理環境に関する目標が設定されており、全て目標を達成している。

- (3) ゆたかな流れ（水量）の確保

⇒令和2年度は評価地点である9地点のうち、4地点で目標を達成したが、経年的に見ると、現計画期間内の達成状況は芳しくない。今後も水量の維持のための施策（谷津田や樹林地の保全による地下水かん養や湧水の保全など）に取り組む必要がある。

- (4) きれいな水（水質）の保全

⇒河川の有機物の量（BOD）については全17地点で目標を達成したが、海域（COD）については2地点で目標を未達成であった。また、海域における全窒素、全りん、全亜鉛については、2地点中1地点で全窒素及び全りんが目標を未達成であり、海域については、引き続き取組みが必要である。

第3章 水環境や生物多様性のための基本理念や基本方針

1. 基本理念

現計画の基本理念やワークショップ、アンケート等で得られた意見を受けて、水環境、水循環及び生物多様性を想起させるわかりやすいフレーズを検討していきます。

(参考) 現計画の基本理念

「生命（いのち）はぐくむ水の環（わ）を未来へ」

2. 基本方針

現計画の課題、近年の社会情勢、ワークショップやアンケート調査等で得られたご意見、新たな千葉市基本計画において、めざすべき 10 年後の千葉市の指針である「みんなが輝く 都市と自然が織りなす・ちばし」及び新たな千葉市環境基本計画において、望ましい環境都市の姿として「自然や資源を大切に、みんなでつくる持続可能なまち、ちばし」との整合性を図り、基本方針のもとに施策を体系的に整理していきます。

<新たな基本方針（案）>

- | | |
|---------|--|
| 基本方針 1 | 良好な水環境の保全・創造（守る・つくる） |
| 《水環境》 | ○水質・水量の把握
○豊かな水辺（河川、海岸、湧水地など）の保全・創造
○健全な水循環の保全・再生 |
| 基本方針 2 | 豊かな生物多様性の保全・活用（守る・伝える） |
| 《生物多様性》 | ○生物多様性の理解と社会への浸透
○貴重な動植物の保護および外来生物の管理
○豊かな緑（水源林、谷津田など）の保全・創造
○地域の自然とふれあう機会の創出
○生物多様性の持続可能な利用と生態系管理 |
| 基本方針 3 | 推進体制の整備（しくみづくり） |
| 《体制整備》 | ○ボランティア等の活動支援
○人材の確保、育成
○市と市民等によるモニタリング体制の整備 |

3. 取組みの柱と方向性

基本方針に即した柱や方向性を素案作成の段階で整理します。

4. 施策

県や市の関係機関で構成される組織を立ち上げ、取組みの柱と方向性を踏まえた施策の検討を進め、素案や原案作成の段階で整理します。

第4章 計画の推進について

1. 推進体制

本計画には、あらゆる分野が関わってくるため、さまざまな機会を通じて市民や企業などとの理解や連携を深めつつ、本計画は推進していきます。

(1) 行政機関における推進体制

本計画を総合的に推進するための組織・体制を構築します。

(2) 各主体の取組みの連携

「市民」、「ボランティア」、「企業」や「市」といった各主体に期待される取組みの連携を図ります。

2. 進行管理

(1) 各種施策の実施状況を把握し、評価するために、各取組みに応じた数値目標を設定します。

(2) 環境マネジメントシステム (PDCA サイクル) の考え方を踏まえ、施策の実施状況を毎年把握するとともに、適宜、施策の見直しを行っていきます。